

## 留学サポート約款

### 1 約款

#### 1.1【約款の定義】

1.1.1 申込者は、本約款を承諾の上、有限会社リトルヨーロッパ(以下「当社」という)に対し、プログラムに含まれる各種留学サポートを申込みます。お申込内容に応じ、本約款より該当する条項が適用されます。

### 2 お申込と契約の成立

#### 2.1【お申込と契約の成立】

2.1.1 申込希望者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入・提出の上、留学諸費用あるいは[6.1]に定める留学サポート料をお支払いいただきます。

2.1.2 本約款に基づき当社がお申込を承諾し、「申込書」と「留学サポート料」を受領した時を契約の成立とします。

### 3 お申込の条件

#### 3.1【お申込の条件】

3.1.1 本約款を理解し、法令や規則を遵守できる方に限ります。また、20歳未満の方は保護者の同意が必要です。各受入機関が定める事由に制限がある場合は、その規定を適用します。

3.1.2 申込者の希望する受入機関が受入不能な状態にある等、留学できる可能性が明らかでない当社が判断した場合、申込者が希望する渡航時期までに手配が完了する見込みがない場合、その他当社が不適当であると判断した場合等は、お申込をお断りすることがあります。

3.1.3 申込者の心身の状態や既往症等、特別な配慮を必要とされる方は契約時にお申し出いただき、受入機関の受入体制などを確認する必要があります。当社あるいは受入機関が留学に不適当と判断した場合、お申込をお断りする場合があります。

### 4 留学サポートサービスの範囲

#### 4.1【留学サポートサービスの範囲】

4.1.1 当社は申込者の希望する日本国外の受入機関に関する留学相談、入学申込手続きの代行、および出発に際しての情報提供等を行います。各受入機関が独自経営をしており、当社自らが授業やサービスを提供するものではなく、申込者の希望する受入機関での課程修了を請負い、資格取得等を保証するものではありません。

#### 4.2【相談】

4.2.1 留学に際し、学校選びと留学のための準備、留学先での生活に必要な予備知識や注意事項等を専門のカウンセラーがアドバイスを行います。

4.2.2 申込者は、今回の留学相談につき、メール・電話・来校にて何でも専門カウンセラーによるご相談が可能です。

4.2.3 申込者は、当社の専門カウンセラーと相談の上、希望の学校を当社の提携校リストよりお選びいただけます。ご希望があれば、リストには掲載のない新たな学校を1回までリサーチいたします。(1回以上は[6.4]を参照)

#### 4.3【入学手続き】

4.3.1 申込者が希望する受入機関への入学手続きの代行をいたします。

4.3.2 ビザ手続きの代行はいたしません。申込者の相対に対し随時アドバイスとフォローを行います。

4.3.3 ビザ手続きに必要な書類のチェック(添削のみ)を行います。翻訳代行は、当社翻訳サービスをご案内いたします。(別途料金が必要です)

#### 4.4【滞在施設の申込手続き】

4.4.1 受入機関が提携する滞在施設(ホームステイ・寮等)への申込手続きの代行をいたします。但し、申込者が滞在先の手配手続きを希望しない場合はこの手続きの代行はいたしません。

4.4.2 受入機関により、出発日以前には滞在施設の住所等がわからないこともあります。

4.4.3 ホームステイでは、ひとつの家庭に複数の留学生在滞する場合もあります。

4.4.4 受入機関が提携する滞在施設を持たない場合等、オプションサービスとして滞在施設の紹介が可能です。(別途料金が必要です)

4.4.5 当社の責によらない事由により滞在先が確保できない場合、または申込者の希望通りの滞在先を確保できない場合等は、当社はその責任を負いません。

#### 4.5【留学費用の支払い手続き】

4.5.1 留学費用([6.6]を参照)の受入機関への支払い手続きの代行をいたします。

4.5.2 授業料・その他費用は事前送金を要するため、申込者は、当社所定の納付期日までに、[6]に定める諸費用を当社指定口座にお振込みください。申込者が直接受入機関に海外送金することはできません。

4.5.3 利用する部屋により滞在費が異なる寮やアパートの場合等は、当社ではその費用をいったん概算請求することもあります。

#### 4.6【海外留学生保険について】

4.6.1 一般に、申込者の受入先となる海外留学生を受け入れている教育機関、または一部の国が留学生の保険加入を義務付けているため、海外留学生保険の加入手続きを行っていただきます。当社ではこちらの手続きの代行をいたしません。申込者の相談に対し随時アドバイスを行います。

### 5 必要書類

#### 5.1【必要書類】

5.1.1 申込者は、留学手続きにあたって当社が申込者にお渡しする各書類に必要事項を指定された言語で記入した上、当社が指定する期日までに提出ください。

### 6 諸費用

#### 6.1【留学サポート料】

6.1.1 90日以内の留学でビザの申請が不要な場合の短期留学サポート料は10,500円、90日以上長期留学サポート料は31,500円です。尚、大学希望の場合は別途費用が必要です[6.2、6.3を参照]。

6.1.2 語彙塾リトルヨーロッパに所属する方は、生徒特典により留学サポート料は無料です。

6.1.3 契約の成立後に、いかなる場合も留学サポート料を一切返金いたしません。

#### 6.2【大学入学審査申込手数料】

6.2.1 大学入学審査申込手数料は、1校まで留学サポート料に含まれています。2校目より1校につき10,500円です。

#### 6.3【大学入学手続き手数料】

6.3.1 入学審査が終了し、大学の入学許可が下りた場合の入学手続き手数料は、1校につきBAの場合一律31,500円で、Masterの場合一律21,000円です。

#### 6.4【オプション：リサーチ料】

6.4.1 リサーチとは、当社提携校リストに掲載のない受入機関の調査を代行するもので、現地校との連絡通信費も含まれます。サポート料に含まれるリサーチ1回に加え、さらにリサーチの代行を希望される申込者は、追加リサーチ1回につき10,500円でご利用いただけます。

#### 6.5【オプション：高速サービス料】

6.5.1 高速サービスとは、ビザが必要な場合で、出発日の当日から起算し60日前のお申込、または、ビザが不要な場合で、出発日の当日から起算し30日前のお申込についての至急対応となり、その料金は10,500円です。但し、ビザの申請が必要な場合において、希望する受入機関の入学許可があり、通常日程の手続きを行ったにもかかわらず出発までにビザ発行が間に合わないことがあっても高速サービス料は一切返金いたしません。

#### 6.6【留学費用】

6.6.1 留学費用とは、受入機関が発行する請求書を当社所定の為替レートに基づき日本円に換算したものです（[6.7]を参照）。その主な項目は、受入機関での授業料および入学金、受入機関が提携する滞在先（ホームステイ・寮等）の滞在費、空港送迎サービス料等、申込者が申込んだ受入機関が提供するサービス費用等です。

6.6.2 受入機関から送付された請求書を当社が確認した日の当社所定の為替レートを適用し（[6.7]を参照）、日本円にて留学費用を請求します。尚、留学費用については、受入機関の料金の改定やその他の事由により、予告なしに変更される場合があります。

#### 6.7【当社所定の送金レート】

6.7.1 当社所定の送金レートとは、三菱東京UFJ銀行のT.T.S.レート（以下、MTTSという）の整数部分に2円を加算した額とします。

#### 6.8【海外送金手数料】

6.8.1 留学費用を銀行より送金する際にかかる海外送金手数料および海外銀行受取手数料として、ひとつの受入機関につき一律5,250円です。

#### 6.9【その他諸費用】

6.9.1 以下に挙げる費用は上記[6.1]～[6.8]に示す費用には含まれていません。申込者のご要望に応じ、別途請求いたします。当社で手配を行っていないサービスについては、可能な範囲で当社の提携会社をご紹介します。

- ① 受入機関が提携する滞在施設を持たない場合の滞在費、必要に応じて発生する紹介手数料
- ② 航空運賃および各国空港税・日本国内の空港使用料・航空保険料・燃油サーチャージ等、航空券購入時に付随する費用
- ③ 海外留学生保険料（[4.6]を参照）
- ④ 必要書類の翻訳、タイプ
- ⑤ 緊急時、連絡のために使用する国際電話、テレックス、ファックス等の通信費

## 7 諸費用の支払い

### 7.1【諸費用の支払い】

7.1.1 当約款の[6]に定める諸費用の支払いについては、当社の発行する請求書に基づき、お支払い期限までに、指定口座へ請求金額をお支払いください。お支払い期限までに申込者からの入金確認ができない場合、留学手続きを停止する場合があります。

7.1.2 請求書発行後に、受入機関の料金の改定や追加請求等により諸費用の変更が発生する場合、申込者は必要な差額をお支払いください。尚、申込者が留学費用等を概算額で支払っている場合には、支払い金額が明らかになり次第、不足金の精算を行っていただきます。

7.1.3 振込手数料は申込者の負担となります。

## 8 為替変動

### 8.1【為替変動】

8.1.1 留学費用ならびにその他の費用を当社が代行して海外送金いたします。当社所定の送金レート（[6.7]を参照）にて決済を行い、お支払い期限内の為替変動による差額の精算はいたしません。

8.1.2 申込者がお支払い期限までに指定口座に[6]に定める諸費用を入金せず、お支払い期限の翌営業日にMTTSが変動した場合、新たに請求書を発行するものとします。その際の適用レートは、請求書再発行日の当社所定の送金レートとします。

8.1.3 請求書の再発行と行き違いで申込者が入金した場合、申込者への当初の請求金額と請求書再発行時の請求金額に為替変動による差額があれば、不足金の精算を行っていただきます。なお、為替変動による過剰金が生じた場合でも、一切返金いたしません。

## 9 契約の変更

### 9.1【契約の変更】

9.1.1 申込者の都合により申込内容の変更を希望する場合は、変更手数料が必要です。出発日が迫っている場合の変更はお受けできない、あるいはご要望通りに変更できない場合があります。尚、変更に伴い受入機関等の指定による変更手数料が発生した場合、その負担義務は申込者に帰属します。お申し出時期が契約成立日～プログラム開始日から起算して31日前の変更手数料は12,000円、プログラム開始日から起算して30日前～プログラム開始日の前日の変更手数料は15,000円です。尚、プログラム開始日以降の変更はできません。

9.1.2 留学費用の支払い後に、コース受講期間・滞在期間を短縮した場合は、変更ではなく、その削減する期間を解約したものとみなします。これにかかる

解約料は、[10]に準じます。

9.1.3 留学手続き後、[10.2]に該当する事由により留学が不可能となった申込者が、希望留学条件を変更し再度手続きを申請する場合には、当社は本条に示す変更手数料を請求することなく、再度留学手続きを行います。

9.1.4 変更後に解約した場合でもこの変更手数料は一切返金いたしません。

## 10 契約の解約

### 10.1 【契約の解約】

10.1.1 申込者の都合により契約を解除する場合、解約料が必要です。お申し出時期が契約成立日～プログラム開始日から起算して31日前の解約手数料は、受入機関の返金規約に従い返金される留学費用の25%、プログラム開始日から起算して30日前～プログラム開始日の3日前の解約手数料は、受入機関の返金規約に従い返金される留学費用の30%です。プログラム開始日以降の解約は、申込者の留学費用全額負担となります。但し、受入機関によっては基準の算定期間に関わらず、全く返金されない場合もあります。

10.1.2 解約に伴い発生する費用、および損失については、申込者の負担とさせていただきます。当社がその費用を立替えて支払っている場合、申込者はそれに相当する費用を当社へ支払うものとします。

10.1.3 [6.6]留学費用以外の[6]に定める諸費用については一切返金いたしません。

### 10.2 【解約料の免除】

10.2.1 契約成立後、以下に挙げる事由により、やむを得ずお申込を取消す場合は、当社で申し受ける当条[10.1.1]の解約料は請求いたしません。但し、サポート料の返金はいたしません。

- ① 申込者が希望する受入機関のコース、滞在施設の定員に受入可能な余裕がない場合等、受入機関側の都合により入学できない場合
- ② ビザの発給却下により契約の解除となった場合

### 10.3 【渡航後の解除】

10.3.1 渡航後、申込者の都合による受講期間の短縮や契約解除、また異なる学校へ転校した場合は権利を放棄したものとみなし返金いたしません。但し、次の場合で受入機関が返金に応じた場合のみ、例外として受入機関の解約規定に基づき返金いたします。その際、当社は受入機関の算定する返金される留学費用の30%を解約手数料として申し受けます。

- ① 現地にて発病し受講が困難になり、医師の診断書をもとに受入機関が了承した場合
- ② 親権者の死亡等、緊急を要する理由により、受入機関が了承した場合

## 11 変更、解約等に伴う費用の精算

### 11.1 【変更、解約等に伴う費用の精算】

11.1.1 契約内容の変更のために差額が発生した場合の費用は、申込者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。申込者は請求に応じ、直ちにその費用を当社に支払うものとします。

11.1.2 変更、解約に伴い返金が生じる場合は、受入機関からの返金が当社に到着した時点の三菱東京UFJ銀行の為替換算レートを適用し、日本円に換算したのから、海外送金手数料と当社の解約料を差し引いて精算いたします。

11.1.3 当社からの返金が生じる場合は、振込手数料は申込者の負担となります。

## 12 各種手続きの継続が不可能な場合

### 12.1 【各種手続きの継続が不可能な場合】

12.1.1 当社に対して申込者による指定期日までの入金がない場合や必要書類の未提出等、当社の責によらない事由により各種手続きが継続できない場合、申込者がすでに当社へ支払い済みの費用等を一切返金いたしません。また、その際発生する解約料等の費用および損失は申込者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。申込者は請求に応じ、直ちにその費用を当社に支払うものとします。

## 13 当社からの解約

### 13.1 【当社からの解約】

13.1.1 以下に定める事由のひとつが申込者に生じた場合、当社は催告後この約款に基づく契約を解約できるものとします。

- ① 指定期日までに[5]に定める、申込者からの必要書類の提出がない場合
- ② 指定期日までに[6]および[7]に定める、申込者からの諸費用の支払いがない場合
- ③ 申込者の所在が不明、あるいは1ヶ月以上にわたり連絡不能の場合
- ④ 申込者が当社に届けた申込者に関する情報の内容に、虚偽または重大な漏洩が発覚した場合
- ⑤ その他当社がやむを得ない事由を認めた場合

### 13.2 【当社からの解約の返金】

13.2.1 前項に基づき当社が契約を解除する場合、申込者がすでに当社へ支払い済みの費用等を一切返金いたしません。また前項に基づく解約により発生する受入機関の解約料等の費用および損失は申込者が負担するものとし、別途当社から請求いたします。申込者は請求に応じ、直ちにその費用を当社に支払うものとします。

## 14 当社の責任範囲

### 14.1 【当社の責任範囲】

14.1.1 当社は受入機関への入学代行手続きを行うものであり、自ら日本国外の教育機関等を運営するものではありません。したがって、以下に例示する当社の責によらない事由により、内容や条件の変更、実施不能場合などにはできる限り現状回復に努めますが、それに伴う損失について、一切責任を負いません。

- ① 申込者が希望する学校、コース等がすでに定員を満たして入学が不可能な場合
- ② 申込者が滞在を希望する滞在施設がすでに定員を満たして、申込者の利用が不可能な場合
- ③ 申込者が現地の生活で何らかのトラブルに遭った場合
- ④ 通信あるいは受入機関の事由により、入学許可証が期日までに届かず申込者が出発できない場合
- ⑤ 受入機関の入学許可基準に申込者の成績が達せず、入学許可が受入機関から下りない場合
- ⑥ 申込者がパスポートまたはビザ等の不備により、渡航先国に入学できない場合

⑦ 申込者がパスポートおよびビザ等の取得に時間がかかり、予定の出発時期に間に合わない場合

⑧ 天災、地震、戦争、暴動または受入機関における争議行為、その他不可抗力による場合

14.1.2 当社は各受入機関が提供する情報をもとに申込者に情報を提供しますが、当社に予告なく内容が変更されている場合があります（授業内容、クラス国籍割合、滞在先内容等）。

14.1.3 申込者が、ご自身または当社以外の団体・法人等を利用して教育機関、宿泊機関等と契約した場合、当社ではこの契約のもとで生じる問題に関して一切の関与はいたしません。

14.1.4 申込者は、本人の責任によって行動していただきます。渡航後の法令・規則違反の際の責任や損害賠償責任は本人に帰属し、学校生活、滞在生活中等の事故についても当社は一切の責任を負うものではありません。また、受入機関の規則に反する行為や反社会的行為等、他の参加者の迷惑に及ぶような行為があり学校を退学となった場合、その時点で当社のサービスの提供を中止します。

14.1.5 申込書その他提出書類について虚偽の申告があった場合、あるいは重要事項についての申告がなされなかった場合、それにより生じた契約の中止・変更および損害賠償等の一切について、申込者がその責を負うものとします。

14.1.6 その他、申込者が当社の責によらない事由により何らかの損害を被る場合、当社はその責任を負わないものとします。

## 15 個人情報の取り扱い

15.1 【個人情報の取り扱い】

15.1.1 当社は、個人情報の取得について、偽りその他不正の手段によらず適正に個人情報を取得いたします。その利用については、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲内で利用し、個人情報は申込者の同意なく第三者に提供することはありません。

## 16 所轄裁判所

16.1 【所轄裁判所】

16.1.1 本約款に基づく契約の訴訟については、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

## 17 約款の変更

17.1 【約款の変更】

17.1.1 本約款は、事情により告知なく変更することがあります。

## 18 発効期日

18.1 【発効期日】

18.1.1 本約款は、2013年4月1日以降に申し込まれる契約に適用されます。